

すでに取得しているお店の営業許可はどうか？  
今まで何も届出していなかったけど、どう変わるの？  
フローチャートで確認してみましょう！



START

令和3年6月1日時点で、  
すでに営業しており、保健所の許可  
がある、または届出を行っている

No

● 今まで許可や届出の対象でなかった方  
も許可や届出が必要な場合があります

<例>

届出：「野菜果物販売業」「製茶業」  
「米穀類販売業」など

**6か月以内(R3.11.30まで)**に届出が  
必要です  
ご自身の営業が該当するかご確認ください

YES

公衆衛生に与える影響が少ない営業  
(輸入業・常温倉庫業・温度管理  
不要な食品の販売業など)を除き  
原則届出が必要となります！

食品衛生法に基づく許可※を  
取得しており、引き続き営業する

※飲食店営業、菓子製造業、そうざい  
製造業、乳類販売業、魚介類販売業、  
食肉販売業など

No

東京都条例に基づく許可を取得  
または届出を行っており※、引き続  
き営業する

※食料品等販売業、弁当等人力販売業、  
給食供給者など

YES

廃業される方は  
廃業届を提出  
してください

No

YES

● 飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業  
など新制度の法許可に区分される業種の方

現在取得している許可の有効期限までは、新制度  
の許可取得は不要です

ただし、**有効期間の満了日まで**に新制度の許可  
取得が必要です

・その際、**新しい施設基準を適用**し、施設の検査を行  
います

・統合される許可（あん類製造業・喫茶店営業など）  
は、次回取得時に統合後の許可を取得してください

● 乳類販売業・食肉販売業(包装)・魚介類  
販売業(包装) など新制度で法届出になる  
業種の方

令和3年6月1日に届出したものとみなされるため  
新制度の届出手続は不要です

これから営業を始める方は、**開始前に**  
新制度の許可や届出が必要

また、営業許可を取得している施設についても  
追加の届出が必要なことがあります



● 東京都条例に基づく許可（つけ物製造業・  
そうざい半製品製造業・魚介類加工業など）  
を取得しており、新制度の法許可に区分される  
業種の方

**新制度の許可取得が必要です**

ただし、令和3年6月1日時点で旧条例許可がある  
方に限り**3年間の猶予期間 (R6.5.31まで)**が  
あります

● 東京都条例に基づく許可・届出（食料品等  
販売業・粉末食品製造業・調味料等製造業・  
行商、給食供給者など）を取得しており、新制  
度の法届出に区分される業種の方

**新制度の届出の手続きが必要です**

ただし、令和3年6月1日時点で許可があった方  
に限り**6か月の猶予期間 (R3.11.30まで)**が  
あります

給食供給者のうち、調理業務の委託は**飲食店  
営業の許可**が必要な場合があります  
その場合猶予期間はありませのでご注意ください

ご不明な点や、新たに許可を取得される予定の方は事前に保健所までご相談ください